

令和 8 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 3 号 ~ 議 案 第 10 号
- 2 令 和 8 年 度 施 政 方 針
- 3 議 案 第 11 号 ~ 議 案 第 31 号
- 4 諮 問 第 1 号 (降 壇)

令 和 8 年 2 月 19 日 提 出

伊 佐 市 長

令和 8 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会 の 開 会 に あ た り 、 議 案 第 3 号 から 議 案 第 10 号 ま で に つ い て 説 明 申 し 上 げ ま す 。

ま ず 、 議 案 第 3 号 「 令 和 7 年 度 伊 佐 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 9 号 ） 」 に つ い て 説 明 申 し 上 げ ま す 。

今 回 の 補 正 は 、 新 庁 舎 建 設 に 係 る 事 業 費 の 年 度 を ま た ぐ 変 更 に よ る 減 額 や 私 立 保 育 所 の 運 営 支 援 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 所 要 の 措 置 を 行 っ て お り ま す 。

補 正 の 主 な 内 容 に つ い て 歳 出 か ら 順 次 説 明 い た し ま す 。

議 会 費 に つ き ま し て は 、 議 会 運 営 に 要 す る 経 費 に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ 、 総 務 費 に つ き ま し て は 、 新 庁 舎 建 設 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ て お り ま す 。

民 生 費 に つ き ま し て は 、 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 等 の 整 備 に 要 す る 経 費 に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ た ほ か 、 私 立 保 育 所 の 運 営 支 援 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 追 加 の 措 置 を 講 じ て お り ま す 。

衛 生 費 に つ き ま し て は 、 各 種 予 防 接 種 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ 、 農 林 水 産 業 費 に つ き ま し て は 、 多 面 的 機 能 支 払 交 付 金 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ て お り ま す 。

商 工 費 に つ き ま し て は 、 ふ る さ と 応 援 寄 附 金 の 実 績 見 込 み に 伴 う 所 要 の 経 費 に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ 、 土 木 費 に つ き ま し て は 、 道 路 新 設 改 良 に 要 す る 経 費 な ど に つ い て 減 額 の 措 置 を 講 じ て お り ま す 。

消防費につきましては、防災対策用備品の購入に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、児童・生徒用端末の購入に要する経費について減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましては、償還額の確定に伴い減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました但、歳入については、市税、利子割交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入について増額の措置を講じ、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び市債について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14億9,792万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億8,006万7千円とするものであります。

このほか、継続費では新庁舎建設事業に要する経費について、令和7年度の年割額を減額し、令和8年度の年割額を増額するほか、年度内に事業が完了する見込がないため、菱刈庁舎受変電設備設置に伴う受水槽等撤去事業ほか11件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、債務負担行為において、農業近代化資金利子補給補助金について追加の措置を講じたほか、議会会議録等電子化及びマイクロフィルム化に係る業務委託ほか1件の事業について変更の措置を講じております。

なお、地方債では、災害復旧事業ほか9件に限度額変

更の措置を講じたほか、緊急浚渫推進事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第4号「令和7年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,939万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,849万8千円とするものであります。

次に、議案第5号「令和7年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,678万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,358万3千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和7年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防計画作成に要する経費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

50万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,719万5千円とするものであります。

次に、議案第7号「令和7年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への保険料納付金などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,258万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,299万2千円とするものであります。

次に、議案第8号「令和7年度伊佐市地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において地方卸売市場施設整備基金利子積立金について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,369万9千円とするものであります。

次に、議案第9号「令和7年度伊佐市水道事業会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を48万円減額し、収益的収入の総額を3億7,131万円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を547万1千円減額し、収益的支出の総額を3億775万6千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を3,260万円減額し、資本的収入の総額を2億7,946万4千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1,830万円減額し、資本的支出の総額を6億5,371万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,425万3千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、老朽管耐震化事業及び水道総合地震対策事業について限度額変更の措置を講じたほか、「たな卸資産購入限度額」について、所要の措置を講じております。

次に、議案第10号「令和7年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、農業集落排水事業収益を33万3千円増額し、収益的収入の総額を1億6,149万6千円とするものであります。

支出においては、農業集落排水事業費用を67万4千円増額し、収益的支出の総額を1億6,058万5千円とするものであります。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、令和 8 年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

今年の干支は、十干の「丙」と十二支の「午」が組み合わせられた 60 年に一度巡ってくる「丙午」です。時代背景とともに生まれた根拠のない一部の迷信が存在している一方、「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった縁起がよい年とも言われています。

「決断と前進の内閣」と名付けた高市首相は、「国民の皆様と共に、あらゆる政策を、一歩でも二歩でも、前進させていく。」という決意で、数々の国難に臨む覚悟を示しています。

首相が所信表明演説で述べた、大胆な「危機管理投資」による力強い経済成長、責任ある積極財政の考えの下の物価高対策、食料やエネルギーの安全保障、南海トラフ地震等に対応した国土強靱化対策、人口減少・少子高齢化を乗り越えるための社会保障の一体改革、地方と暮らしを守るための「地域未来戦略」の推進など、これらの国の重要施策を注視しつつ、本市としても新しい発想と大胆な行動力で、失敗を恐れずに、道を切り開くべくチャレンジすることが必要です。

本市においても、令和 8 年度は様々な転換期を迎えます。

5 月には、「大口子育て支援センター（ルピナス）」

を移転開設します。同敷地内に子ども第三の居場所及び2029年開校予定の伊佐・湧水地区の特別支援学校の3施設が集まることで、乳幼児期に限らず、学齢期の児童及び保護者、地域住民や障がいのある方々など、多様な人々が集える場を提供することが可能となり、「みんなが安心して笑顔で暮らすことができる地域づくり」をすすめていくための拠点の1つとなります。

さらに秋には、ふれあいセンターと一体となった新庁舎が完成します。防災・災害対策拠点としての機能を備えるとともに、まちづくりに有機的な働きをもたらす庁舎として期待されます。来年の春に予定している開庁に向けて、万全を期して準備を進めてまいります。

また、令和8年は、郷土の誇りである新納忠元公が大永6年（1526年）に誕生してから500年という記念すべき節目を迎えます。戦国の世にありながらも文武両道を極め、産業振興に優れ、後世に大きな功績を残すとともに、教育者としても西郷隆盛や大久保利通を導いた教えである「郷中教育」の礎を築いており、私がめざす「教育日本一」の手本とするところでもあります。新納忠元公の功績を深く知り、学び、共に称えるとともに市内外へ広く発信して生誕500年事業を盛り上げてまいります。

このほか、基幹産業の支援、移住定住の促進、観光振興、医療・福祉・介護サービスの充実、防災・減災・国土強靱化など、これまでの様々な取組を継続してまいります。併せて、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革も引き続き推し進めながら、市民の皆様の生活を守ってまいります。

少子高齢化、人口減少、慢性的な労働力不足等、既に

起こっている地域課題について、伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている「ひとの流れづくり」、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の4つの「つくり」を意識し、効果的な施策を積極的に行うことで、本市のまちづくりの将来像である「笑顔あふれ、一人ひとりが、幸せ感じるまち」となるよう、市民の皆様と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標1は、「笑顔で創る明るいまち」です。

自治会や校区コミュニティ協議会をはじめとする地域活動において、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。共生協働による持続可能なまちづくりが求められていることから、今後も、地域主体のモデル的な取組に対して可能な限り支援してまいります。

人権啓発の推進については、全ての人びとが幸せに暮らせるよう理解と認識を深める取組を強化するとともに、お互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を推進してまいります。

併せて、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的な人権同和教育の充実に努め、誰もが安心して共に暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

大口子育て支援センター（ルピナス）を移転開設します。これまでの地域子育て支援拠点としての機能に加え、新たに、雨の日や日曜・祝日の小学校低学年までのこどもの遊び場の機能も持たせ、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。加えて、子ども第三の居場所を新設し、「学校でもない、家庭でもない、塾でもない、もう一つの居場所」として、小学生の孤立しやすい放課後の時間に、信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育むことで、こども自身の育ちと保護者の子育てを支援してまいります。

保育事業に関しては、病児・病後児保育事業を引き続き実施し、保護者負担金の軽減を行いながら、保護者の就労を支援してまいります。加えて、令和8年4月から開始される乳児等通園支援事業により、こどもの良質な育成環境を整備し、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援してまいります。

また、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を行うことを目的とした「こども家庭センター」をこども課内に設置し、妊産婦や子育て家庭に対し、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を図ってまいります。

このほか、地域で安心してこどもを産み育てることができるよう、地域産科を支援する取組や妊娠期から出産・子育てまでを通じた相談支援と併せて経済的支援を一体的に行う伴走型相談支援など、これまでの取組も継続してまいります。

基本目標 3 は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

学校教育については、「情報活用能力」を育成するため、本市においては、令和3年度からGIGAスクール構想がスタートし、効果的な活用を推進してまいりました。令和7年度に全児童生徒分の端末を更新しており、この端末を利用した学習の一例として、教育版マイクラフトを活用し、各校区の魅力や課題についてSDGsと絡めながら探究を行う取組を伊佐市内の全ての小・中学校で実施しています。引き続き「情報活用能力」の育成に力を入れてまいります。

特別支援教育については、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時や、卒業後の切れ目ない支援の推進などに引き続き取り組んでまいります。加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、県立特別支援学校との連携強化に努めてまいります。

このほか、少子化が進む中、適切な学習環境を提供するために、「第2次伊佐市教育振興計画（前期計画）」に基づき、学校の在り方検討委員会を設置し、本市の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模等についても検討してまいります。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した公民館講座の拡充を図り、生涯学習機会の充実に努めてまいります。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさと学寮や各種体験活動などを通

じ、青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の企業や事業所へも展開し、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいります。

歴史、文化の継承については、新納忠元公生誕500年を迎えることから、様々な事業を実施してまいります。地域振興や観光活性化はもとより、歴史や文化を再認識する好機と捉え、市民一体となって学び、称え、継承し、広く発信してまいります。

このほか、市文化協会や関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報発信に努め、多くの市民が身近なところで幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、鑑賞や参加機会の充実を図ってまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、スポーツに親しむ機会の確保や競技力向上の推進と合わせ、健康づくりや体力づくりを地域で支える生涯スポーツの推進を図ってまいります。加えて、スポーツ合宿等の支援により交流人口の増加を図ってまいります。

基本目標4は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者施策について、令和8年度は「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の最終年度を迎えるとともに、令和9年度から始まる次期計画を策定する重要な一年となります。高齢者への生活支援や介護予防等の取組を充実させるとともに、高齢者がどのような生活を送り、何を望んでいるのか調査し、関係者の皆様のご

意見を反映した次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、中等度以上の加齢性難聴の高齢者の補聴器購入助成制度を創設し、難聴による社会的孤立や認知機能低下のリスク軽減を図り、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援してまいります。

一方、地域の介護を支える事業所等への支援策として、「ケアプランデータ連携システム」の導入推進に加えて、ICT技術を利用した「新たな地域ネットワーク」を構築し、介護現場の人材不足への対応や業務効率化による負担軽減を実現し、質の高い介護サービスの提供につなげる取組などを進めてまいります。

市民の健康づくりを推進するために策定した「第3次健康いさ21」に基づき、地域全体で健康づくりを支援できる体制整備に努めてまいります。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であり、健康教室等で食の大切さに関する意識向上や、ポイントアップ事業などの継続により、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むよう促してまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、保健指導等による生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を引き続き実施してまいります。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまい

ります。

地域医療については、関係機関との連携を強化し、診療科の維持及び医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険については、一人当たり医療費が徐々に減少してはいるものの、全国平均よりも高い状況にあることや、被保険者の減少などにより、厳しい運営状況が続いていたことから、令和7年度に国民健康保険税率の改定を行いました。引き続き、医療費適正化等の取組や収納率向上などの収入確保対策の強化に努め、事業の安定的な運営を図ってまいります。

地域共生社会の実現に向けて、市民の自助、共助の意識の醸成を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と連携・協力しながら、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための支援体制づくりを推進してまいります。

障がい者に対しては、その人の状況に応じ、適切な障害福祉サービスの提供や自立・交流推進のための支援を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて障がいのある人や生きづらさを感じている人などに対する理解促進の取組や丁寧な相談対応を行ってまいります。

生活に困窮している市民に対しては、自立や安定した生活のための住まいや就労などのサポートを継続的に行うとともに、必要に応じて生活保護制度による適切な経済的援助を行ってまいります。

基本目標 5 は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

本市の基幹産業である農業の振興については、伊佐米をはじめ品質の高い農産物の生産を関係機関と連携しながら推進してまいります。併せて、「農業構造転換集中対策」による国の政策を見極めながら、本市の実情に応じた農業振興に取り組んでまいります。

農地の保全管理においては、中山間地等直接支払制度等を活用した維持補修などの地域活動を推進するとともに、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化についても、地域と連携し推進してまいります。

また、生産基盤である農地や農道等の農業用施設に関しては、計画的な整備と農地の大区画化整備の推進を行い、生産性の維持・向上を図るとともに、地域における共同作業による適正な維持管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産業については、補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模の拡大を支援し、市内の飼養頭数の維持に努めてまいります。

また、優良種雌牛の地域内保留を推進し、市場価値の高い子牛の生産を促進することで、魅力ある地域畜産業の振興に努めてまいります。併せて、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病に関しては、畜産農家の防疫対策の徹底を推進しつつ、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被

害防止計画に基づく捕獲や、地域一体となった取組を基本とし、侵入防止柵の設置など、鳥獣を寄せ付けない対策を優先して実施するとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めてまいります。

林業については、林業従事者の雇用拡大に関する取組や「かごしま林業大学校」研修生への支援など林業担い手の確保・育成を促進してまいります。加えて、森林施業の集約化や計画的な再造林の森林整備を行い、多様で健全な森林づくりに努めるとともに、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の円滑な推進を図ってまいります。

また、防災・減災対策のほか、路網整備による安定的な供給体制づくりを強化し、里山林の保全管理や地域の特性を生かした森林づくりを進め、環境の保全に努めてまいります。

商工業については、商工会と連携した創業セミナーや専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、新納忠元公の生誕500年記念事業等に取り組む、交流人口の拡大を図りながら、地域の活性化を図ってまいります。

また、立地企業や事業所等へのフォローを適時的確に行い、雇用の維持はもちろん、昨年度拡充した企業立地等促進条例を活かし立地企業の規模拡大や企業誘致の取

組を進めてまいります。さらに、ふるさと納税返礼品を通じて市内事業所の活性化を図りつつ、各地のふるさと会やふるさと応援大使などとの連携により、伊佐市ファンの更なる獲得にも努めてまいります。

人材確保については、市内企業を中心とした合同企業説明会や高校生向け企業見学会を継続して開催するとともに、県始良伊佐地域振興局主催による管内企業の合同説明会など、県とも連携して取り組んでまいります。

観光については、桜まつりウィークや紅葉ライトアップ、曾木の滝イルミネーション等の既存の集客イベントや各地域に点在する既存資源について、効果的なSNS戦略やマスコミを含む多様なメディアを活用することで、誘客を図り、地域への経済効果に結び付くよう関係団体と連携しながら取組を進めてまいります。

交流・関係人口の創出については、ふるさと応援大使やふるさと会、ツーリズム協議会等と連携し、伊佐との関係性の深化と持続的な関わりの創出に向けた取組を進めてまいります。

移住、定住の推進については、課を越えた横断的な取組とし、庁内連携による移住促進プランづくりと推進体制の構築を図ってまいります。

また、首都圏等で開催される移住フェアへの参加や定住情報のホームページの改修、移住希望者の多様なニーズに応えるための移住体験住宅の活用等、移住促進PRの推進や効果的な支援メニューの検討も図ってまいります。

基本目標 6 は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、市内交通事業者と連携し、乗務員の確保や経営状況改善等について継続的な協議を行い、公共交通の供給体制の確保に努めてまいります。地域公共交通利便増進実施計画をもとに、さらなる利用促進を図りつつ、引き続き持続可能な交通体系について研鑽を積んでまいります。

公共インフラについては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。道路や橋りょう、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

空き家対策については、周辺への影響を考慮し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な手続きを進めることで、空き家の管理不全な状態の防止と適正管理を促進してまいります。

ごみの適正処理については、ごみの排出を抑制し、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業を促進してまいります。

また、生活排水の適正な処理については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進してまいります。

水道事業については、伊佐市水道事業経営戦略に基づき、施設や管路の改築・更新及び耐震化を着実に推進してまいります。

また、公営企業としての基本原則を堅持し、安全で安定した水の供給を確保してまいります。

土地利用については、令和6年度から策定を進めてまいりました伊佐市都市計画マスタープランをとりまとめ、市の将来像を明確にし、適正な方向性を示してまいります。

防災対策については、近年、記録的な豪雨が頻発する傾向にあることから、市民の生命と財産を守るうえで、迅速な情報伝達及び避難所の適正な運営等は極めて重要です。豪雨等により災害の発生が予想される際には、緊急速報メールやSNS、防災行政無線等による多方面からの迅速かつ確実な周知に努めるとともに、電力供給が困難な場合や避難の長期化等も想定し、必要な設備等を導入することで避難所の環境整備を進めてまいります。

また、自治会・校区コミュニティ協議会等と連携して避難時に支援が必要な市民の「個別避難計画」の作成を進めるとともに、非常時における救援物資等の備えを継続して行ってまいります。

防犯対策については、近年、多発している特殊詐欺や消費生活並びにSNS等に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に、引き続き努めてまいります。

交通安全対策については、交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の向上や啓発活動を推進し

てまいります。

また、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化、子どもや高齢者の事故防止対策に取り組み、安全で安心な暮らしの充実を図ってまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

社会情勢や行政課題の変化、多様化・細分化する市民ニーズに対し機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組む必要があります。

効率的な行政運営につきましては、事務事業の見直しや組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、行政手続のオンライン化や内部業務のデジタル化などの自治体DXに取り組み、市民の利便性の向上と業務の効率化を進めます。

また、公共施設の適正管理につきましては、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、計画的な長寿命化、統廃合、複合化等を検討し、将来世代に過度な負担を残さない施設マネジメントを進めてまいります。

これらの取組を着実に進めることにより、持続可能な行政運営に努めてまいります。

3 最後に

令和8年度は、新庁舎建設の仕上げとなる予算をはじめ

め、特別支援学校設置に伴う旧大口南中学校舎等の解体、伊佐市文化会館を運営するために必要な経費等、予算規模の大きなハード事業を予定していますが、未来の伊佐市への重要な投資であると決断のもと、着実に取り組んでまいります。

また、新納忠元公生誕500年を好機と捉え、老若男女問わず郷土の歴史に触れながら、ふるさとへの自信と誇りを醸成する取組を始めとした、教育日本一にもつながる「人への投資」も継続してまいります。

私の尊敬する松下幸之助翁の講演の中に、「今日は昨日より一歩進み、明日は今日よりも一歩進む、すなわち日に日に生成発展の姿をとっていかなければならないのであります。生成発展とはひと言で申しますと、日に新たということであり、毎日毎日が新しい人生であり、一瞬一瞬が新しい“生”であるということであり、

毎日毎日が新しい生まれ変わりであり、一瞬一瞬に新しい生命が躍動しているということであり、

これを言いかえますと古きものが滅び新しきものが生まれるということであり、すべてのものは一瞬のあいだも静止しておりません。絶えず動き絶えず変わりつつあります。古きものがやがて滅びていき、これに変わって新しきものが次々に生まれてくるのであります。この姿、これが生成発展の姿であります。」と述べられています。

このことは、企業経営において重要であるとともに行政運営においても当てはまることでもあります。現状維持で満足しマイナス要素を見ていくのではなく、夢を語り

ながら新しいものを生み出していくことにチャレンジしながら「夢ある伊佐」を実現するべく最善を尽くし、前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和8年度の施政方針といたします。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

次に、議案第11号「令和8年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億3,244万8千円を計上いたしました。

次に、総務費につきましては、53億1,904万3千円を計上いたしました。

主な事業として、新庁舎建設事業、電算維持管理事業、行政情報ネットワーク化基盤整備事業などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、65億9,524万5千円を計上いたしました。

主な事業として、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、児童手当支給事業、高齢者の入所措置費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、14億2,351万1千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水環境管理組合への負担金、伊佐市衛生センターの維持管理、布計鉱山鉱害防止事業、一般廃棄物収集運搬事業、予防接種事業などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、970万1千円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、13億681万6千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、多面的機能支払交付金、鳥獣被害総合対策、中山間地域等直接支払交付金、農業集落排水事業会計への負担金などに予算を措置し、林業費においては、森林経営管理事業、林道整備事業などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、7億7,272万円を計上いたしました。

主な事業として、ふるさと納税者への返礼品等の経費、公園管理事業、商工振興事業などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、7億6,708万3千円を計上いたしました。

主な事業として、市道維持管理事業、道路新設改良事業、橋りょうや舗装の長寿命化修繕事業などに予算を措

置しております。

次に、消防費につきましては、8億8,665万9千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業、防災対策推進事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、22億6,309万7千円を計上いたしました。

主な事業として、旧大口南中学校の校舎解体、文化会館の受変電設備改修、学校給食センターの運営、小中学校の小規模改修、学校・社会教育・体育施設等の維持管理などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、公共土木施設災害、農林水産施設災害の見込額1億6,385万6千円を計上いたしました。

このほか、公債費につきましては21億182万1千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3,000万円を計上いたしました。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源36.7%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、

国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源63.3%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217億7,200万円とするものであります。

なお、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」、同法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第12号「令和8年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,440万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第13号「令和8年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億9,440万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第14号「令和8年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,410万円とするものであります。

次に、議案第15号「令和8年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,890万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第16号「令和8年度伊佐市地方卸売市場特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は公設地方卸売市場を管理運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46万7千円とするものであります。

次に、議案第17号「令和8年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数9,866戸、年間総給水量175万5,494立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

ます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億5,774万3千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億4,411万6千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を8,081万1千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を2億28万円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第18号「令和8年度伊佐市農業集落排水事業会計予算」について説明申し上げます。

農業集落排水事業の予定量は排水戸数1,123戸、年間総排水量28万1,206立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、排水使用料などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた農業集落排水事業収益の総額を1億5,690万7千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、農業集落排水事業費用の総額を1億5,400万5千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、一般会計からの出資金などを計上し、収入の総額を5,771万7千円としております。

支出につきましては、建設改良企業債元金償還金に要する経費などを計上し、支出の総額を1億452万4千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費

税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「他会計からの補助金」についても定めております。

次に、議案第19号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保育士と同様の業務を行うことができる者として一般制度化された地域限定保育士について規定することのほか、引用する条項の整理に関し、関係する条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「伊佐市行政手続条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、伊佐市行政手続条例に基づく通知を公示送達によって行う場合の方法を、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧できる状態にすること等に改めることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し

上げます。

本件につきましては、令和8年度から新設する学校の在り方検討委員会の委員への報酬の支給のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の通勤手当の額等に関する規定が法律から規則に委任されたことに準じ、伊佐市職員の通勤手当においても、同様の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長並びに職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を当分の間とすることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市火入れに関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐湧水消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新たに創設された林野火災に関する注意報について、火入れの制限等に関する要件の一つとして追加するほか、字句の整理を行うものであります。

次に、議案第25号「伊佐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ改正された伊佐市職員の給与に関する条例と同様の措置として、企業職員の配偶者に係る扶養手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員の損害補償基礎額等を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業を利用する乳幼児に対し行わなければならない健康診断について、その全部又は一部を行わないことができる場合を追加することについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「伊佐市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴い、市場において公表することが義務付けられる事項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「伊佐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、同様の字句の整理を行うものであります。

次に、議案第30号「工事請負契約の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、「伊佐市新庁舎建設工事・大口ふれあいセンター大規模改修工事（建築工事）」に関し、8,661万6千円を増額した変更後の契約金額42億3,481万9,700円とすることについて、1月16日に建設工事請負変更仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額変更の内容につきましては、契約当初には内容が決まっていなかった資料館部分及び工程の各段階において着手前に予見できなかった現場の状況等に対応するための工事の追加のほか、経費削減のための仕様見直しによるものであります。

次に、議案第31号「伊佐市過疎地域持続的発展計画の策定」について説明申し上げます。

本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、令和7年度までの伊佐市過疎地域持続的発展計画を基に、時代に即した計画となるよう見直したものを、令和8年度から令和12年度までの5か年を新たな計画期間として策定しております。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります平瀬久子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、岸良るみ子氏を新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

岸良氏につきましては、社会福祉法人大一会において長年勤務され、その退職後は介護相談員を歴任されるなど、障がい者や高齢者、社会的に立場の弱い方々への配慮に富み、公正で思いやりの深い方であります。

また、地域のトラブルや相談に対しても冷静かつ誠実に対応することで信頼を集めており、人権意識の向上と人権侵害の未然防止に大きく寄与できる方ですので、ここに人権擁護委員として推薦するものであります。

以上、議案29件、諮問1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———